

# 監査結果報告書

---

令和 2 年度（2020 年度）No.1

---

定期監査（上期）

旭川市監査委員

旭 監 第 19 号  
令和 2 年 6 月 11 日

旭 川 市 長      西 川 将 人 様  
旭 川 市 議 会 議 長      安 田 佳 正 様

旭川市監査委員    田 澤 清 一  
旭川市監査委員    坪 沼 一 成  
旭川市監査委員    門 間 節 子  
旭川市監査委員    松 田      宏

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	1
3	監査の実施内容	2
(1)	実施期間	2
(2)	実施方法	2
4	監査の結果	3

## 第 1 定期監査（財務監査）

### 1 監査の対象

#### (1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 収入に関する事務のうち、使用料及び手数料、土地、建物等の貸付け並びにその他収入に関する事務
- イ 支出に関する事務のうち、土地、建物等の借上げに関する事務
- ウ 契約に関する事務のうち、使用料及び手数料、土地、建物等の貸付け及び借上げ並びにその他収入に関する事務
- エ 財産管理に関する事務のうち、土地、建物等の貸付け及び借上げに関する事務

#### (2) 対象部局及び対象期間

対象部局	使用料及び手数料に関する事務	土地、建物等の貸付けに関する事務	土地、建物等の借上げに関する事務	その他収入に関する事務	対象期間
上下水道部	○	○	○	○	平成31年 4月1日 ～
市立旭川病院事務局	○	○	○	○	令和2年 2月29日

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 使用料及び手数料に関する事務

- ア 調定額の算定は適正か。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 納期限の設定は適切か。
- エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- オ 督促は適時、かつ適正に行われているか。

- カ 減免の理由， 手続及び金額は適正か。
- (2) 土地， 建物等の貸付けに関する事務
  - ア 法令等に基づき貸付事務が行われているか。
  - イ 申請， 協議， 契約等の事務処理は適正か。
  - ウ 調定額の算定は適正か。
  - エ 調定の時期及び手続は適正か。
  - オ 納期限の設定は適切か。
  - カ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
  - キ 督促は適時， かつ適正に行われているか。
  - ク 減免の理由， 手続及び金額は適正か。
  - ケ 貸付けの理由， 期間等は適切か。
  - コ 貸付条件は遵守されているか。
- (3) 土地， 建物等の借上げに関する事務
  - ア 法令等に基づき借上事務が行われているか。
  - イ 申請， 協議， 契約等の事務処理は適正か。
  - ウ 借上料の積算は適正か。
  - エ 借上料の支出は適正な時期に行われているか。
  - オ 借上げの理由， 期間等は適切か。
- (4) その他収入に関する事務
  - ア 調定額の算定は適正か。
  - イ 調定の時期及び手続は適正か。
  - ウ 納期限の設定は適切か。
  - エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
  - オ 督促は適時， かつ適正に行われているか。

### 3 監査の実施内容

#### (1) 実施期間

令和2年4月1日から令和2年5月19日まで

#### (2) 実施内容

監査対象部局に対し資料の提出を求め， 当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて， 監査の着眼点を踏まえ， 試査による関係書類の照合， 関係職員への質問， 実査等， 必要な方法を取り監査を実施した。

## 4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出、契約及び財産管理に関する事務は適正に処理されていると認められたが、収入に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

### 上 下 水 道 部

#### ○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務  
特に指摘事項なし。

#### ○ 意見・要望事項

- ① 使用料及び手数料、土地の貸付けに係る事務等において、誤った種類の申請書の受理、契約書への履行期限の記載漏れ、契約約款と仕様書で文言が統一されていないなど、初歩的な手続の不備が散見されたことから、職員一人一人が基本的な事務処理について再確認するのはもちろんのこと、組織としてチェック機能が確実に働くように従来 of 仕組みを点検し、慎重かつ適正な事務執行の確保に努められたい。

## 市立旭川病院事務局

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 公衆衛生活動収益において、不要な減額調定をしたことにより調定額が979円過少となっていたもの、調定内訳簿において減額調定の相手方を誤っていたものがあった。

なお、いずれも正しい金額で請求されており、徴収額に影響はなかった。

(医事課) ー改善済

#### (2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

### ○ 意見・要望事項

- ① 自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用料の減免に当たり、市長部局の取扱いを参考として、営業活動を目的とした場合は、客観的な資料等の提出を求めた上で、減免の妥当性を判断されているが、提出された客観的な資料が減免を決定する起案文書に添付されていないことから、事務処理の透明性を図るためにも、起案文書に添付するなど意思決定の経過を明確にされたい。